

第 4 章 資格取得

第 1 節 教職課程

(免許状の種類)

第 44 条 本大学院において取得できる免許状の種類は、表 6 に定める。

表 6 免許状の種類および教科

研究科名	専攻名	教員免許状の種類	免許教科
外国語学研究科	英語学専攻 (博士前期課程)	高等学校教諭専修免許状	英語
		中学校教諭専修免許状	英語

(基礎資格・所要資格および最低修得単位数)

第 45 条 免許を取得するための基礎資格・所要資格および最低修得単位数は、表 7 に定める。

表 7 免許を取得するための基礎資格・所要資格および最低修得単位数

基礎資格	修士の学位を有すること		
所要資格	高等学校教諭一種免許状(英語)または中学校教諭一種免許状(英語)授与の所要資格を有する者		
免許状の種類 免許法で規定する科目	免許法で定める単位数		本学で定める単位数
	高等学校教諭 専修	中学校教諭 専修	高等学校教諭 中学校教諭 専修(英語)
大学が独自に設定する科目	24	24	24

(履修方法)

第 46 条 本大学院の開設科目のうち、表 8 に定める科目の中から 24 単位以上を修得しなければならない。

表 8 大学が独自に設定する科目

免許状の種類 (教科)	免許法に定める 最低修得単位数	教科および教科の指導法に関する科目	単位数	必修	選択	備考
中学校教諭 専修(英語) 高等学校教諭 専修(英語)	24	統語論 A	2		○	4 単位以上を 修得すること
		統語論 B	2		○	
		意味論 A	2		○	
		意味論 B	2		○	
		英米文学・英米文化研究	4		○	
		第二言語習得論研究	2	○		
		コミュニケーション文法論	2	○		
		英語学習達成度測定・評価研究	2	○		
		英語教員・学習者論研究	2	○		
		英語コミュニケーション研究 A	2	○		
		英語コミュニケーション研究 B	2	○		
		英語教育特別研究 A	2	○		
		英語教育特別研究 B	2	○		
		英語教育特別研究 C	2	○		
		英語教育特別研究 D	2	○		